

設備・機器名	学校名	佐賀東高校		佐賀西高校		佐賀北高校		致遠館中・高校		佐賀工業高校		佐賀商業高校		盲学校	
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
受信機		1	GR型	1	P型	1	GR型	1	GR型	1	P型	1	P型	2	P型
副受信機		1	R型			2		1						3	
感知器 差動式(分布型)		18		9		8		18		6		11			
" " (スポット型)	216			174		357		337		450		235		128	
定温式(火点外型)	30			17		23		13		46		27		68	
煙感知器	13			15		46		70		48		43		45	
総合盤(発信機)	41			27		41		53		51		34		20	
地区音響装置(ベル)	41			28								35			
表示灯	41			28		41		53		51		34		20	
中継器	6					21									
粉末消火器		77		77		83		100		112		73		53	
ハロゲン消火器															
二酸化炭素消火器															
水消火器															
消防栓	36			24		33		47		46		29		18	
加圧送水装置	1			1		1		1		1		1		1	
操作盤	1			1		1		1		1		1		1	
呼水装置	1			1		1		1		1		1		1	
放水テスト	1			1		1		1		1		1		1	
消火栓木一ス耐圧試験	0			25		16		58		30		23		4	
非常電源専用受電設備	1			1		1		1		1		1		1	
自家発電設備														2	
蓄電池設備								2						2	
避難はしご		1											2	1	
緩降機								1		3		1		2	
救助袋		5	垂直式	4	垂直式	3	垂直式	4	垂直式	3	垂直式	4	垂直式	1	
すべり台															
非常電源															
避難器具															

設備・機器名	学校名	佐賀東高校		佐賀西高校		佐賀北高校		致遠館中・高校		佐賀工業高校		佐賀商業高校		盲学校	
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
非常警報設備	非常放送設備	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
誘導灯	誘導灯	10	4			12		12	8	8	13			84	
誘導標識	誘導標識	47	39			98		24		54	31			4	
防火扉	防火扉	31	隨時閉鎖式	33	隨時閉鎖式	40	隨時閉鎖式	24	隨時閉鎖式	36	隨時閉鎖式	26	隨時閉鎖式	8	隨時閉鎖式
防火・防排煙設備	防火シャッター 運動操作盤	7	隨時閉鎖式	4	隨時閉鎖式	7	隨時閉鎖式	10	隨時閉鎖式	6	隨時閉鎖式	3	隨時閉鎖式	6	隨時閉鎖式
受信機	中繼器	1	GR型受信機兼用	1	自火報兼用	1	自火報兼用	1	自火報兼用	1	自火報兼用	1	自火報兼用	2	専用1、複合1
漏電火災警報設備	煙感知器	30	20			33		34		27		20		19	
火災通報装置	変流器														
ガス漏れ警報機	受信機	22								9		4			
ガス漏れ警報装置	中継器	1	GR型受信機兼用	3					1		1		1		
遮断弁															

設備・機器名	学校名	佐賀東高校		佐賀西高校		佐賀北高校		致遠館中・高校		佐賀工業高校		佐賀商業高校		直学校 備考
		数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	
補助散水栓														
スプリンクラーヘッド														241
操作盤														1
受水槽														1
自動警報弁														2
送水口														1
表示灯														1
機器点検														
機器 総合点検・防火設備検査														
消防署への報告義務の有無														
(報告義務年度) 3年に1回														○
※特別支援学校については毎年度														
天井裏への感知器設置有無														
その他														
足場(脚立含む)の使用有無														
特記事項														

※1 上記で明示されていない機器・付属品類であっても、消防法等関係法令上又は、設備の作動上必要なものについては、業務の範囲とする。

※2 自動火災報知設備の受信機については、常用及び予備電源接続を含む。

※3 消火器については、必要な放射試験を含む。

※4 消火栓については、起動スイッチを含む。

※5 消火栓ホース耐圧試験については、10年経過後3年毎に実施する。

※6 加圧送水装置については、フードバルブを含む。

※7 非常放送設備については、アンプ・増幅器・起動装置・電源装置・スピーカー等一式とする。

※8 防火扉・防火シャッターについては、自動開閉装置を含む。

※9 漏電火災警報設備については、ブザーを含む。

※10 火災通報装置については、本体・遠隔起動装置等一式とする。

※11 建築基準法第12条第4項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務を行うこと。

※12 点検不可の場合、報告及び対応策を検討すること。(報告例:天井裏の感知器が確認できない、天井点検口を設置してください。など)

※13 提示された機器との相違がある場合は報告すること。増減がある場合変更精算する。